

第2次沖縄県地球温暖化対策実行計画（素案）の策定について

1 計画策定の背景等

(1) 地球温暖化対策実行計画について

ア 現行計画について

- 目的：沖縄県の地球温暖化対策を総合的かつ計画的に進めるため、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく法定計画として2011年に「沖縄県地球温暖化対策実行画」を策定。（2016年に改訂）
- 計画期間：2011年～2020年
- 削減目標：温室効果ガスを2020年度までに2000年度と同レベルに削減

イ 次期計画の策定の必要性について

- 上記計画の計画期間が2020年度までであることから、新たに温室効果ガスの削減目標等を定める次期計画を策定する必要がある。

(2) 地域気候変動適応計画について

ア 気候変動適応法について

- 地球温暖化を一因とする気候変動によって、気温の上昇及び大雨の頻度増加、農作物の品質低下、熱中症リスクの増加等が全国各地で発生し、今後、更に増大するおそれがある。
- そのことから、これまでの温室効果ガスの削減対策（緩和策）と併せて、気候変動の影響による被害の防止・軽減策（適応策）の推進に向け、2018年12月に「気候変動適応法」が施行され、都道府県における地域気候変動適応計画策定の努力義務等が定められた。

イ 沖縄県気候変動適応計画の策定の必要性について

- 沖縄県における気候変動による影響や取組について調査・把握し、自然的・経済的・社会的状況に応じた気候変動適応に関する施策の推進を図るため、気候変動適応法に基づく法定計画を策定が求められている。

2 第2次沖縄県地球温暖化対策実行計画（素案）の策定について

- 上記1のとおり、地球温暖化対策実行計画に係る現行計画の計画期間が2020年度までであること、都道府県における気候変動適応計画の策定努力義務が定められたことに加え、気候変動と地球温暖化は関連した現象であり、緩和策と適応策は両輪で取り組むべき施策であるとされている。
- 以上のことから、これら「地球温暖化対策実行計画」と「気候変動適応計画」を一つの計画として整理すべく、有識者や関係団体、関係行政機関等で構成される協議会（沖縄県地球温暖化実行計画協議会及び沖縄県気候変動適応計画協議会）における協議を踏まえ、今般、「第2次沖縄県地球温暖化対策実行計画（素案）」を作成したところである。